

## 出雲市ネーミングライツ事業実施要綱

(出雲市告示第 217 号)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市が所有する施設(以下「施設等」という。)の命名権を民間事業者等に付与することにより、財源の確保を図るとともに、愛称が命名された当該施設等の魅力の向上を目的に実施するネーミングライツ事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ネーミングライツ 市が所有する施設の全部又は一部に愛称を付す権利をいう。
- (2) 団体等 法人その他の団体若しくはそれらにより構成された組織をいう。
- (3) ネーミングライツ・パートナー 契約によりネーミングライツを付与する団体等をいう。
- (4) ネーミングライツ料 市がネーミングライツ・パートナーから得るネーミングライツの設定の対価をいう。

(事業の基本原則)

第 3 条 ネーミングライツ事業は、施設等の本来の目的に支障を生じさせない方法により実施するとともに、対象となる施設の公共性を考慮し、社会的な信頼性及び事業の推進における公平性を損なわないようにしなければならない。

- 2 市は、ネーミングライツ事業を導入した施設等について、愛称を積極的に使用するものとする。
- 3 市は、市の条例等に定める施設等の名称は変更しないものとし、必要に応じて、愛称ではなく市の条例等に定める施設等の名称を使用するものとする。

(対象施設)

第 4 条 ネーミングライツ事業の対象となる施設は、スポーツ施設、文化施設、公園その他の施設とし、市庁舎、病院、学校、幼稚園、保育所及び市営住宅等は対象外とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当し、市長が対象としてふさわしくないと判断した施設は対象外とする。
  - (1) 愛称の使用により、市民及び利用者に混乱を招くおそれがあるもの
  - (2) 愛称の使用により、公平性又は行政の中立性を損なうとの誤解を受けるおそれがあるもの

- 3 選定しようとする施設等が指定管理者制度導入施設(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者が管理を行っている施設又は管理を行うこととしている施設)の場合は、指定管理者と協議の上、選定するものとする。

(募集の方法)

第5条 ネーミングライツ事業の募集の方法は、次に掲げるものとする。

- (1) 特定募集型 指定した施設について、期間を定めて募集するもの
  - (2) 随時募集型 指定した施設について、期間を定めずに募集するもの
  - (3) 提案募集型 施設を指定せず、かつ、期間を定めずに募集するもの
- (事業の実施)

第6条 特定募集型及び随時募集型のネーミングライツ事業の実施に当たっては、指定した施設ごとにネーミングライツ料その他ネーミングライツ事業に必要な事項を定めた募集要項を作成し、公募するものとする。

- 2 提案募集型のネーミングライツ事業の実施に当たっては、団体等からの提案を随時受け付けるものとする。この場合において、ネーミングライツ料その他ネーミングライツ事業に必要な事項は、団体等の提案を受けて調整するものとする。

(応募)

第7条 ネーミングライツ事業に応募しようとする者(以下「応募者」という。)は、ネーミングライツ事業応募申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) ネーミングライツ事業応募資格に係る誓約書(様式第2号)
- (2) 団体等の概要を記載した書面
- (3) 定款、寄附行為その他これらに類する書類
- (4) 法人の場合にあつては、法人の登記事項証明書
- (5) 直近1事業年度の決算報告書(貸借対照表及び損益計算書)及び事業報告書
- (6) 法人の場合にあつては、直近1年間分の納税証明書(法人税並びに消費税及び地方消費税、法人県民税、法人事業税並びに市税の滞納のない証明書)
- (7) その他市長が必要と認めるもの

(応募資格)

第8条 ネーミングライツ事業に応募することができる者は、次の各号のいずれにも該当しない団体等とする。

- (1) 法律、法律に基づく命令、条例、規則等に違反している者

- (2) 国又は地方公共団体から、入札参加停止措置、指名競争入札の指名停止措置・指名取消措置等を受けている者
  - (3) 市税等(国税及び県税を含む。以下同じ。)を滞納している者
  - (4) 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条第1項に規定する貸金業を営む者(銀行法(昭和56年法律第59号)第2条第1項に規定する者を除く。)
  - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条の暴力団又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者
  - (6) その他市長が適当でないと認める者
- (愛称の表記範囲)

第9条 ネーミングライツ事業により表記する愛称は、市民に不利益を与えない中立性のあるものとし、かつ、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等の規定に違反し、又は違反するおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反し、又は反するおそれがあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の広告に関するもの
- (4) 社会問題等の主義、主張等に係るもの
- (5) 市政運営に支障を及ぼし、市の信用又は品位を害するおそれがあるもの
- (6) 人権を侵害し、又は差別を助長するおそれがあるもの
- (7) 第三者の商標権及び著作権等の権利を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、施設等に表記する愛称として適当でないと市長が認めるもの

(審査委員会)

第10条 第7条の規定により応募者から申請があったときは、ネーミングライツ事業に係る審査及び評価を行うため、出雲市ネーミングライツ審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置する。

2 審査委員会は、応募者の申込みに係る次に掲げる事項について審査し、及び評価を行う。

- (1) 施設等の愛称
- (2) ネーミングライツ料
- (3) 契約期間
- (4) 応募者の経営の安定性
- (5) 施設の魅力向上度
- (6) 応募者の地域貢献などの公共性
- (7) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める事項

- 3 審査委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 4 委員長には副市長を、副委員長には総務部長の職にある者をもって充て、委員は、総合政策部長、財政部長、市民文化部長、当該施設を所管する部長及びその他委員長が指名する者とする。
- 5 委員長は、審査委員会を代表し、会務を総理する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 7 審査委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。
- 8 委員長は、必要があると認めるときは、参考人に意見を求め、又は関係者に対し、資料の提出、説明及び協力を求めることができる。
- 9 審査委員会の庶務は、総務部行政改革課において処理する。

(審査結果の通知)

第 11 条 市長は、審査委員会の審査の結果を受け、最も評価の高かった応募者(以下「優先交渉権者」という。)及び次点の応募者(以下「次点者」という。)を決定するものとする。

- 2 市長は、応募に対する審査結果について、優先交渉権者及び次点者並びにその順位以降の応募者に対し、ネーミングライツ事業審査結果通知書(様式第 3 号)により通知するものとする。

(契約)

第 12 条 市長は、前条第 1 項の規定により優先交渉権者を決定した場合は、優先交渉権者と協議を行うものとする。

- 2 前項の協議が整ったときは、優先交渉権者とネーミングライツ事業に関する契約(以下「契約」という。)を締結するものとする。
- 3 前項の契約に当たり、当該施設が指定管理者制度導入施設の場合は、市、指定管理者及び優先交渉権者においてあらかじめ必要事項について協議するものとする。

(優先交渉権者の取消し)

第 13 条 市長は、前条第 1 項に規定する優先交渉権者との協議により、ネーミングライツ事業を実施することが困難であると認めたときは、当該事業の優先交渉権者の決定を取り消すことができる。

- 2 市長は、前項の規定により取り消したときは、次点者と協議を行うことができる。

(契約期間)

第 14 条 ネーミングライツ事業の契約期間は、原則として、3 年以上とする。ただし、必要に応じて適切な期間を別に設定することができる。

(ネーミングライツ料の納入)

第15条 ネーミングライツ・パートナーは、出雲市会計規則(平成17年出雲市規則第40号)に定める納入通知書により、年度ごとに一括で市長が指定した期日までにネーミングライツ料を納入しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

2 市長は、前項ただし書の場合においては、ネーミングライツ・パートナーと協議の上、支払方法等について、別に定めることができる。

(契約解除の申出)

第16条 ネーミングライツ・パートナーは、ネーミングライツ事業の継続が困難となったときは、契約の解除を申し出ることができる。

2 ネーミングライツ・パートナーは、前項の規定により契約の解除を申し出ようとするときは、ネーミングライツ事業契約解除申出書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(契約の解除)

第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 指定する期日までにネーミングライツ料の納入がないとき。

(2) ネーミングライツ・パートナーの社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。

(3) 前条の規定により、ネーミングライツ・パートナーから契約解除の申出があったとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、ネーミングライツ・パートナーの責めに帰すべき事由により、ネーミングライツ事業の継続が困難であると市長が判断したとき。

(5) 市長が、公用又は公共用のために必要があると認めたとき。

2 市長は、前項の規定により契約を解除するときは、ネーミングライツ事業契約解除通知書(様式第5号)によりネーミングライツ・パートナーに通知するものとする。

3 第1項の規定により契約を解除するときは、ネーミングライツ・パートナーが納付したネーミングライツ料は返還しないものとし、未払のネーミングライツ料があるときは、ネーミングライツ・パートナーは直ちに支払うものとする。

(ネーミングライツ料の返還)

第18条 市長は、前条第1項第5号の規定によるもののほか、ネーミングライツ・パートナーの責めに帰さない事由により契約を解除したときは、既に納入されたネーミングライツ料のうち、契約解除までの期間(1月に満たないときは1月とする。)分を差し引いて、ネーミングライツ・パートナーに返還するものとする。

(費用負担区分)

第 19 条 市長は、ネーミングライツ事業の実施に当たり、市広報紙、ホームページ等の作成に係る経費を負担し、その他の経費については、ネーミングライツ・パートナーが負担するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長とネーミングライツ・パートナーの協議により、費用負担区分を変更することができるものとする。

3 ネーミングライツ・パートナーは、契約期間満了又は契約解除に伴い、原状回復を行うものとし、その原状回復に必要な費用を負担するものとする。

(愛称の変更の禁止)

第 20 条 ネーミングライツ事業の契約期間内における愛称の変更は、できないものとする。

ただし、市長が特に必要と認めるときはこの限りでない。

2 市長は、前項ただし書に規定する場合において、愛称を変更しようとする施設が指定管理者制度を導入しているときは、変更の可否についてその指定管理者の意見を聴くものとする。

(次回の契約)

第 21 条 ネーミングライツ・パートナーは、次回の契約に際して優先的に交渉することができるものとする。ただし、優先交渉権は 1 回とする。

(応募内容の取扱い)

第 22 条 市長は、事業に係る応募者名、提案書等の応募内容については、公表しないものとする。ただし、契約締結したネーミングライツ・パートナーについては、この限りではない。

(その他)

第 23 条 この要綱に定めるもののほか、ネーミングライツ事業に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 5 月 1 日から施行する。

様式第 1 号(第 7 条関係)

ネーミングライツ事業応募申請書

[別紙参照]

様式第 2 号(第 7 条関係)

ネーミングライツ事業応募資格に係る誓約書

[別紙参照]

様式第 3 号(第 11 条関係)

ネーミングライツ事業審査結果通知書

[別紙参照]

様式第 4 号(第 16 条関係)

ネーミングライツ事業契約解除申出書

[別紙参照]

様式第 5 号(第 17 条関係)

ネーミングライツ事業契約解除通知書

[別紙参照]